

CONTENTS

page	
1	年金改革法成立 年金はどう変わる?
2	特集 感染防止を意識した働き方へ フレックスタイム制の導入 Q&A
4	TOPICS ●新型コロナ感染は労災の対象になる? 厚労省が Q&A 公表 ●オンライン面接の導入状況 ●男女間賃金格差、過去最少だが依然として格差大 ●パート・アルバイト時給調査、 三大都市圏で平均 1,075 円
6	すっきりわかる。社会保険 新たに雇用する外国人から 年金に加入したくないと言われた…
7	人事労務の法律ミニ教室 労働条件はどこまで明示する?
8	社員の健康づくりしてますか? 在宅での健康づくり
8	労務ひとこと 休業手当が支払われない…労働者に直接給付

年金改革法成立

年金はどう変わる?

年金改革法が5月29日成立しました。主な改正点を解説します。

繰り上げ・繰り下げ

国民年金および厚生年金は現在、原則65歳に受給開始。繰り下げの場合は最大70歳までとなっていますが、改正後は75歳まで可能となります。

一方、受給開始時期を繰り上げる場合、最大60歳までという点はこれまでと変わりません。ただし、1ヵ月繰り上げるごとに減額される率は0.5%⇒0.4%に縮小されます。

在職老齢年金の緩和

厚生年金に加入して働きながら年金を受け取る場合、月収と厚生年金の合

計が基準額を超えると年金の減額調整がおこなわれる「在職老齢年金」という仕組みがあります。

この基準額が、60～64歳の場合28万円⇒47万円に緩和されます。これにより、減額される人は大幅に減る見込みです。

パートタイマーの厚生年金を拡大

一定条件を満たす短時間労働者が厚生年金に加入するのは現在500人超の企業のみとなっていますが、これが100人超、さらに50人超の企業に拡大されます。

* * * * *

その他、個人型確定拠出年金（イデ

コ）に関する規制が緩和され加入しやすくなります。

公的年金の主な改正内容

令和4年4月から

- ・繰り下げできる年齢を
最大70歳⇒75歳に
- ・繰り上げの減額率が
0.5%⇒0.4%に

- ・60～64歳の在職老齢年金の減額基準を28万円⇒47万円に
- ・65歳以降も厚生年金に加入なら在職中でも年金額を毎年改定

令和4年10月から

- ・100人超の企業で働くパートタイマーも厚生年金の適用対象に

令和6年10月から

- ・50人超の企業で働くパートタイマーも厚生年金の適用対象に